

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告 ○ 三重県立鈴鹿青少年センターに係る指定管理者の募集	社会教育・文化財保護課	1頁
○ 三重県立熊野少年自然の家に係る指定管理者の募集	社会教育・文化財保護課	2頁

公 告

次のとおり三重県立鈴鹿青少年センターに係る指定管理者を募集します。

平成29年8月7日

三重県教育委員会教育長 廣田恵子

1 施設の概要

(1) 名称

三重県立鈴鹿青少年センター

(2) 所在地

三重県鈴鹿市住吉町南谷口

(3) 規模等

開設 昭和60年7月

敷地面積 20,070.08m²

延床面積 6,477.07m²

2 指定期間（予定）

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県立鈴鹿青少年センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」といいます。）の施設等の利用の許可等に関する業務

(3) センターの利用料金の収受等に関する業務

(4) センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(5) その他教育委員会がセンターの管理上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、平成29年8月7日（月）から同年9月7日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所あてに平成29年9月6日（水）午後5時までに必着するようお申し込みください。また、三重県教育委員会のホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 現地説明会

平成29年8月18日（金）午後2時から

上記開催日に参加できない場合は、同年8月15日（火）までに連絡をいただければ、日程を調整することができます。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、平成29年9月15日（金）から同年9月22日（金）までの間に、持参又は郵送してください。持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成29年9月22日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会定例会11月定例月会議の議決を経て指定します。

7 担当部局

〒514 8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課社会教育班 担当 二見

電話 059 224 3322

ファクシミリ 059 224 3023

電子メール shabun@pref.mie.jp

次のとおり三重県立熊野少年自然の家に係る指定管理者を募集します。

平成29年8月7日

三重県教育委員会教育長 廣田恵子

1 施設の概要

(1) 名称

三重県立熊野少年自然の家

(2) 所在地

三重県熊野市金山町1577番地

(3) 規模等

開設 昭和52年1月

敷地面積 20,375.08m²

延床面積 2,544.30m²

2 指定期間（予定）

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県立熊野少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 三重県熊野少年自然の家（以下「少年自然の家」といいます。）の施設等の利用の許可等に関する業務

(3) 少年自然の家の利用料金の収受等に関する業務

(4) 少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(5) その他教育委員会が少年自然の家の管理上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、平成29年8月7日（月）から同年9月7日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所あてに平成29年9月6日（水）午後5時までに必着するようにお申し込みください。また、三

重県教育委員会のホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 現地説明会

平成29年8月21日（月）午後2時から

上記開催日に参加できない場合は、同年8月17日（木）までに連絡をいただければ、日程を調整することができます。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、平成29年9月15日（金）から同年9月22日（金）までの間に、持参又は郵送してください。持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成29年9月22日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会定例会11月定例月会議の議決を経て指定します。

7 担当部局

〒514 8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課社会教育班 担当 植村

電 話 059 224 3322

ファクシミリ 059 224 3023

電子メール shabun@pref.mie.jp

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社